

監査報告書

令和4年5月18日

学校法人 松樹学園
理事長 小松 弘 様

学校法人 松樹学園

監事  

監事  

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人松樹学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人松樹学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査した。

本監査にあたり、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討し、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人松樹学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表と損益計算書並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。